



2025年12月26日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード: 2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 取締役 田中 遼
電話 03-6427-7380 (代表)

(経過開示) 金融庁による過年度のフィスココイン評価損失過少計上等に対する審判手続開始決定通知書の受領及び答弁書提出のお知らせ

当社は、2025年12月5日付「証券取引等監視委員会による過年度のフィスココイン評価損失過少計上等に対する課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」にて開示しましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,200万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われておりました。この度、令和7年度(判) 第22号金融商品取引法違反審判事件として金融庁からの審判手続開始決定通知書の受領を受け、当社は本日開催の取締役会において、事実について認め、課徴金に争わず応諾する旨の答弁書を2025年12月26日に提出する事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 課徴金金額

1,200万円

2 概要

(1) 株式会社イーフロンティアの株式売買収益の過大計上について

2022年10月期において当社が売却をした株式会社イーフロンティア（以下「イーフロンティア」といいます。）の株式の連結上の売却損益の算定について、発生した負ののれん

等を利益剰余金に直接調整しておりました。

本来、投資額の修正として連結財務諸表上の売却損益の調整後に利益剰余金に計上するべきでした。当調整により株式売却損として計上した特別損失5,214万円と、当初計上し取り消した特別利益8,189万円との合計額1億3,403万円について、親会社に帰属する当期純利益が減少したため、過年度の有価証券報告書を訂正しております。

(2) 株式会社FISCO Decentralized Application Platform株式の投資有価証券評価損失及びフィスココインの評価損失の過少計上について

当社及び当社子会社が保有する投資有価証券と暗号資産（活発な市場が存在しない暗号資産）のうち、2023年10月期末の当社グループが保有する投資有価証券である(株)Fisco Decentralized Application Platform株式2,386万円の期末評価額から適切に評価損を計上していなかったこと、及び2023年10月期末の当社グループが保有するフィスココイン（FSCC）8億93万円の期末評価額に関して、活発な市場が存在せず実際の処分可能性が著しく低い状況にあったことから、時価評価の前提が充足していなかった旨の指摘をうけており、2023年10月期までに各評価損失を認識すべきであったため、過年度の有価証券報告書を訂正しております。

なお、本件の具体的な調査結果や評価方法の詳細は、2025年4月23日付「（開示事項の経過）社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおりです。

3 答弁期限

2025年12月26日

4 答弁方針

令和7年度（判）第22号金融商品取引法違反審判事件について、審判手続開始決定通知書に記載の課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を2025年12月26日に提出する。

5 旧経営陣の責任追及及び損害賠償について

課徴金決定にいたるまでの証券取引等監視委員会の調査内容及び2025年4月23日付「（開示事項の経過）社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示しました第三者委員会報告書を精査し、旧経営陣による故意もしくは過失の責任については、顧問弁護士と協議の上、必要な法的手続きを実行してまいります。開示すべき事項が発生した場合には、適時公表いたします。

6 本年度業績への影響

本年度業績への影響は軽微と考えます。

以上